

狂犬病の集合予防注射

▼問合せ 環境課

☎62-0719

狂犬病予防注射は「すべての飼い犬」に「毎年1回」行うことが法律で義務づけられています。生後91日以上を経過した犬の飼い主の方は、会場一覧のいずれかの会場で予防注射を受けてください。

また、現在居住している市町村へ飼い犬の登録が義務づけられています。登録がまだ済んでいない飼い主の方は、会場で予防注射と登録の処理をしてください。

なお、登録済の飼い主の方は、3月上旬に町からお送りする予防注射のご案内ハガキを当日持参してください。※会場で予防注射を受けられなかった場合、動物病院で予防注射を受けていただきます。注射済証明書と交付手数料を持ち、環境課で注射済票の交付を受けてください。

費用

未登録犬 6,500円（注射料2,950円・注射済票交付手数料550円・登録手数料3,000円）
登録犬 3,500円（注射料2,950円・注射済票交付手数料550円）
※つり銭のないようご準備ください。

里山を整備し、有害鳥獣から農作物を守ろう

▼問合せ 農政課

☎59-6671

里山・平地林の機能を再生し、有害鳥獣による農作物の被害を防ぐためには、侵入した竹や笹の除去、林内の枯損木や不良木の伐採が必要となります。

林内の見通しが悪いと防犯上の問題や、竹が道路に倒れると通行の危険も伴います。山林の所有者の方は、ご所有の山林の状況をご確認いただき、適切に管理をお願いします。

農地バンク制度を ご活用ください

▼問合せ 嵐山町農業委員会

☎59-6671

農地バンク制度とは

遊休農地（農業委員会、農地として再生可能と判定されたもの）や、農地の所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、嵐山町農業委員会の仲介により、借りたい人へ紹介して、利用していただく制度です。

貸主となる方

・後継者不足等の理由により、経営規模の縮小を考えている方

※予防注射の際のお願い

- ・逃げられないよう首輪をしつかりと
しめて、犬を制御できる人が連れて
きてください。
- ・鑑札、当該年度の注射済票は必ず、
犬の首輪等に取り付けてください。
- ・飼い犬が死亡したとき、また飼い主
や住所が変わったときは、環境課へ
届け出てください。
- ・狂犬病予防注射は、犬が健康な状態
であつても、ごくまれに副作用やア
ナフィラキシーショック等が起こる
ことがあります。注射の後、犬の状
態をいつもより注意深く観察してく
ださい。もし異常が出たときは、すぐ
に獣医師へ連れて行ってください。

実施日	会場	時間
4月20日 (火)	古里コミュニティ消防センター	9時30分～10時15分
	ふれあい交流センター(菅谷)	11時～12時
	鎌形北部集会所	13時30分～14時15分
4月21日 (水)	川島集会所	9時30分～10時15分
	志賀2区自治会館	11時～12時
	北部交流センター(吉田)	13時30分～14時15分
4月22日 (木)	杉山公民館	9時30分～10時15分
	平沢コミュニティセンター	11時～11時45分
	大蔵構造改善センター	13時30分～14時15分

埼玉県受動喫煙防止条例が 施行されます

▼問合せ 埼玉県健康長寿課
☎048-830-3582

- ・高齢化等の理由により、耕作が困難
となり、農地が耕作放棄地となる可
能性のある方
- ・借り手となる方
- ・町内で新規就農を希望される方
- ・農地を借りて、経営規模を拡大した
いと考えている方

他人に受動喫煙を生じさせないことが
県民の責務となるほか、既存特定飲
食提供施設(※)が喫煙可能室を設置
するには、健康増進法の要件に加え、
従業員がいない場合または全ての従業
員から承諾を得た場合に限られます。

喫煙可能室を設置した場合は、法に基
づく届け出のほか、条例に基づく届け
出を管轄保健所に提出してください。
※令和2年4月1日時点で既に営業し
ている資本金または出資の総額が5
千万円以下、客席面積が100㎡以
下の飲食店。

施行日 4月1日(木)

し尿くみ取り料金改定

▼問合せ 小川地区衛生組合

☎72-0441

4月からし尿くみ取り料金の変更にな
ります。

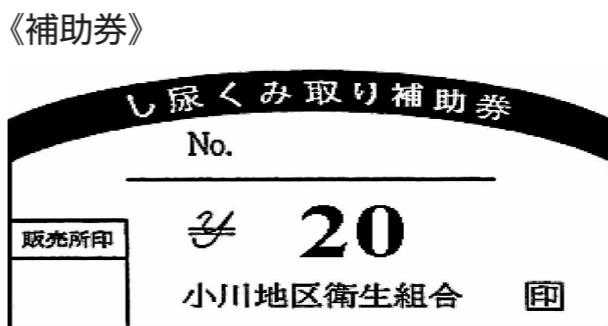
し尿くみ取り(36ℓ券)

変更後 380円(現行340円)

※現在の券(340円券)をお持ちの
方は、20円券(補助券)を必要分追
加購入していただき、引き続き利用
できます。



※上記金額は消費税を含みます。
オレンジ色



黄色

- ・くみ取り料金の支払いについて
料金はくみ取りした量によって決ま
る従量制です。
- ・くみ取り料金は、くみ取り券でしか
お支払いできません。
- ・最寄りのくみ取り券販売店にてくみ
取り券を事前購入し、くみ取り作業
終了時に、業者へお支払いくださ
い。
- ・くみ取り販売店及び業者は、組合ホ
ームページまたは問い合わせ先で確
認してください。
- ・令和3年4月1日(木)以降の収集
(くみ取り)分から変更後の料金が
適用となります。

保険・年金・医療

国民健康保険療養費の 支給について

▼問合せ 町民課

☎62-2154

国民健康保険は次の場合には、いつ
たん全額自己負担となりますが、後
日、国民健康保険担当窓口申請し、
審査決定されれば、自己負担分を除い
た額があとから支給されます。

・急病等やむを得ない事情で、国保を
扱っていない医療機関にかかった
り、保険証を持たずに治療を受けた
とき

- ・コルセットなど治療用器具を購入し
たとき(医師が認めた場合)
- ・海外滞在中に急病で医療機関にかか
ったとき(海外療養費)
- ・はり、灸、按摩マッサージを受けた
とき等

申請に必要なもの

- ・保険証 ・印鑑 ・本人確認書類
 - ・振込先がわかるもの
 - ・診療内容明細書 ・領収書
 - ・医師の意見書 など
- 申請内容によって異なりますので、
担当までお問い合わせください。

配偶者状況が変更された 場合は申出ください

▼問合せ 川越年金事務所

☎049-242-2657

年金保険料の全額免除または納付猶
予の承認を受け、翌年度以降も全額免
除または納付猶予の申請を希望してい
る方については、婚姻や離婚等により
配偶者の状況に変更があった場合は日
本年金機構への届け出が必要です。

申請書などの年金関係の届出にマイ
ナンバーの利用で、添付書類が省略で
きる場合があります。

産前産後期間の国民年金 保険料が免除になります

▼問合せ

川越年金事務所
☎049-242-2657

町民課 ☎62-2154

対象者 国民年金第一号被保険者の方
届出時期

出産予定日の6か月前から届出可

産前産後期間の取扱い

産前産後として認められた期間は保
険料を納付されたものとして老齢基
礎年金の受給額に反映されます。
※詳細は日本年金機構ホームページで
ご確認ください。